

成田市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人成田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事、評議員及び別表に掲げる委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて別表のとおり報酬を支給する。

2 公務のため出張したときは、その費用を弁償する。

3 前項の規定による費用弁償の種類及び額は、「職員の旅費支給規程」を準用する。

(報酬等の支給方法)

第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 会長の報酬等の支給時期は、成田市社会福祉協議会職員給与規程第9条第1項に準じた日とする。

3 会長の報酬等は、就任した月から退任の月まで支給する。ただし、月の途中で就任又は退任した場合は、勤務実態に応じて支給する。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月14日から施行する

別表（第2条及び第3条関係）

種 別	報 酬	
	区 分	金 額
会長	月 額	70,000円
理事	日 額	4,000円
監事		
評議員		
評議員選任・解任委員		
心配ごと相談所相談員		3,000円
苦情解決第三者委員		
地域福祉活動計画策定委員		
その他会長が必要と認めた者		